

# 【接待の手土産】セレクション 2023 認定ツール利用条件

本ツールの欠陥に起因し、第三者の生命、身体または第三者の損害が生じた場合、甲および乙はその対応につき協議する。

## 第1条(利用条件の適用および契約の成立)

- 「接待の手土産セレクション 2023」認定ツール利用条件(以下「本条件」という)は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)と本申込書記載の認定ツール(以下「本ツール」という)の利用を目的とする申込みを行った者(以下「契約者」という)のうち、当社が承認した者と当社との間に適用される。
- 本条件に定めのない事項については、掲載サービス約款及び「接待の手土産」WEB品評エントリー利用条件(以下「原契約条件」という)が適用される。また、本条件に定義のない用語については、原契約条件の定義に従うものとする。

## 第2条(本サービス)

当社は、契約者に対して、本サービスとして以下の各号に掲げるサービスを提供する。

- 契約者が原契約条件に基づいてセレクションに出品した契約者の商品(以下「本ツール」という)について、当該セレクションにおける認定結果(以下「認定結果」という)と符合する本ツールのうち、契約者が購入を希望する本ツールを販売するサービス
- 前項により販売した本ツールについて、利用を許諾するサービス
- その他前号に付随するサービス

制定日 2022年12月2日

改定日 2023年5月1日

以上

## 第3条(本契約の成立および条件)

- 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し当社所定の申込書(以下「本申込書」という)を提出することにより本サービスの利用を申し込む。当社は、かかる本申込書の提出をもって、契約者が本条件に同意したものとみなす。
- 当社は、前項の申込みについて当社所定の審査基準(以下「審査基準」という)に従って、利用希望者を審査し、審査基準を満たさない場合には速やかに利用希望者にその旨を通知する。
- 本条件に基づく当社と利用希望者との間の契約(以下「本契約」という)は、当社が審査基準を満たした利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。

## 第4条(本ツールの提供)

- 本ツールの種類、数量、価格、引渡期限、納品場所およびその他の条件については、本申込書等において定めるものとする。
- 当社は、前項により決定した条件に従い、本ツールを納品する。
- 前項の納品後、契約者は、納品された本ツールを検査し、合格したものを検収する。なお、当該審査の合格時をもって、当社から契約者に対する本ツールの引渡義務が完了したものとする。
- 前項の検査の結果、本ツールの間違い、数量の過不足、本ツールの瑕疵等が発見された場合、契約者は速やかに当社へ通知する。
- 当社は、前項に基づく通知が契約者よりなされた場合、速やかに代替品を契約者へ再納品し、再検査を受けけるものとする。
- 当社による納品(再納品を含む)後、10営業日(当社の営業日とする)を経過しても契約者より第3項に定める通知がない場合、当該本ツールは、第2項の検査に合格したものとみなす。

## 第5条(本ツールの利用)

- 契約者は、本ツールの利用にあたり、当社が別途提示する最新の利用条件(以下「ガイドライン」という)を遵守するものとする。また、利用者は、ガイドラインが随時変更され得るものであることを承諾する。
- 契約者は、本ツールを利用して制作物を作成した場合、これを当社に提供し、当社の審査を受けるものとする。なお、かかる当社の審査はガイドラインに準じて行われるものとする。

## 第6条(権利の移転)

- 本ツールに関する所有権は、当社から契約者へ納品が完了した時点をもって、当社から契約者へ移転する。但し、第4条第4項の通知の対象となった本ツールの所有権は引き続き当社に留保されるものとする。
- 本ツールに含まれる当社のロゴ、著作物に関する権利(商標権、著作権に限られない)については当社に留保されるものとし、契約者は、その利用については第5条第1項に定めるガイドラインに従って利用しなければならないものとする。
- 納品完了前に生じた本ツールの毀損・滅失については当社の負担とし、納品完了後に生じた場合は契約者の負担とする。

## 第7条(対価の支払)

- 契約者は、本ツールに対する対価として、本申込書に記載された金額およびこれにかかる消費税等(以下「本ツール代金等」という)を当社が発行する請求書に記載された支払期日までに当社に対し支払う。なお、契約者は本サービスの早期申込と通常申込とは本ツール代金等の金額が異なることをあらかじめ了承するものとする。
- 契約者は、前項に定める本ツール代金等の請求があった場合、本ツール代金等を、請求書の記載に従い当社が指定する銀行口座へ振込送金その他当社が別途指定する方法で支払うものとする。なお、振込手数料は、契約者の負担とする。
- 契約者と請求先が異なる場合、本ツール代金等の支払義務は請求先が負い、契約者は請求先の支払義務について、当社に対し連帯してその責任を負うものとする。なお、本項に該当する場合、請求先は、本条件のうち本ツール代金等の支払に関する各規定を誠実に遵守するものとする。その場合、当該規定における「契約者」を「請求先」と読み替えて適用する。

## 第8条(契約不適合責任)

第4条第3項及び第6項に定める検査の合格後に本ツールの契約不適合が発見された場合であっても当社はその責任を負わないものとする。

## 第9条(禁止事項)

契約者は本サービスの利用にあたり、以下の事項に定める行為を行ってはならない。

- 本ツールを本ツール以外の商品の広告宣伝の目的で利用する行為
- 認定結果と符合しない本ツールの購入を希望する行為

## 第10条(損害賠償)

本ツールの販売によって契約者に生じた損害の原因が、当社の故意または過失によるものである場合、当社は、当該損害のうち直接かつ通常の損害について、本申込書に記載された本ツール代金等に相当する額を上限として、賠償に応じる。

## 第11条(製造物責任)